

# まさか自分が...

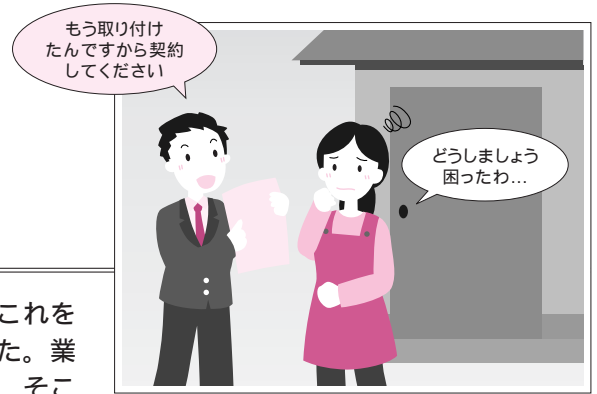
## こんな手口でだまされた

# 悪質商法

悪質商法には、催眠商法（SF商法）・点検商法・送りつけ商法（ネガティブオプション）などがあり、手口もさまざまです。契約は1人で決めず、家族や馴染みの業者など身近な人に相談してから結びましょう。

## 市内であった手口

突然、業者が自宅を訪問。「水道の鍵を付けたので見てください！これを付ければ何かあった時にも水道工事代金が無料になります」と言われた。業者と一緒にメーターボックスを見ると、水道管に器具が取り付けられ、そこに南京錠がかかっていた。「了解も得ずに付けたのだから、いらぬ」と断ったが、「もう付けたのだから、やめられない」と聞き入れられず、やむなく契約したが、契約書を見てその器具が「磁気活水器」で約20万円のものとわかった。



### アドバイス

無断で取り付けたいうえ、外せないよう鍵まで付けて、契約を迫る悪質な手口です。「磁気活水器」を付けても水道工事代金が無料になることはありません。取り付けられてしまっても、訪問販売で契約した場合、8日以内であれば「クーリング・オフ」をすることができます。水質の不安をあおったり、市役所の関係者と思わせて勧誘したりする例もあります。

## 催眠商法(SF商法)

「無料でプレゼント」という誘い文句にひかれて会場に行ったところ、買わなければ損であるような雰囲気や飲まれ、高額なふとんや電磁治療器を買ってしまった。



### アドバイス

- ・粗品や引換券などを配っていても、安易に指定された会場には行かないようにしましょう。
- ・会場に行っても雰囲気や飲まれず、必要でないものはキッパリ断りましょう。
- ・タダほど高いものではありません。
- ・「今日だけ」「ここだけ」と割安感を強調して、実際は不当に高額な商品を売ることがあります。
- ・クーリング・オフ期間は、契約書面を受け取った日から8日間です。

三重県消費生活センター啓発パンフレットから引用



### 「悪質商法」の出前講座

6月14日、石榑の老人クラブの依頼で、出前講座を開催しました。実際にあった手口などを交えながら、アドバイスなどをさせていただきました。「出前講座」をご希望の場合は、地域包括支援センターへご相談ください。

石榑北山・北村老人クラブのみなさん

### クーリング・オフとは...

一定期間内に書面を出せば、申し込みの撤回や契約の解除をすることができる制度です。クーリング・オフができるかどうか分からないときや心配なときはまず、三重県消費生活センター【TEL 059-228-2212（平日9:00～16:00）】や下記へご相談ください。

問 南地域包括支援センター(大安庁舎内)	T 78-3520	F 78-1114
問 北地域包括支援センター(社協北勢支所内)	T 82-1616	F 72-3147
問 農林商工課	T 46-6309	F 46-6319